

◆第 116 回 福島市都市計画審議会

司 会（都市計画課長補佐）

第 116 回 福島市都市計画審議会を開催します。

それでは、お手元の第 116 回福島市都市計画審議会 次第にそって進めさせていただきます。

議事の方に入りたいと思います。

先ほどお配りいたしました、福島市都市計画審議会条例第 5 条の規定により、会長、副会長の選出をしなければならないという事になります。

そこで、選出されるまでの間、暫時ですが、福島市都市政策部長の進行によりまして、議事を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委 員

異議なし。

司 会（都市計画課長補佐）

それでは、都市政策部長、お願いいたします。

仮議長（都市政策部長）

それでは、暫時、進行役を務めさせていただきます。

本日の審議会は、委員が 20 名中 13 名のご出席を頂いております。本審議会の条例第 6 条第 2 項の規定により、出席者数が委員数の 2 分の 1 以上の定足数に達しておりますので、本審議会は成立しておりますことをご報告させていただきます。

それでは、本市の都市計画審議会の会長、副会長の選出につきまして、審議会条例の第 5 条に基づき、第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる、学識経験者の委員から、互選によりこれを定めとなっております。

いかがお取り計らえばよろしいでしょうか。ご意見があればお願いをしたいと思います。

委 員

事務局案ありますでしょうか。

仮議長（都市政策部長）

事務局案という言葉がご発声ございましたので、事務局の方から案を提示させて頂いてはと思いますが、異議ございますか。

委 員

異議なし。

仮議長（都市政策部長）

異議なしという事でございますので、事務局の方から案を提示して頂きたいと思えます。

事務局（都市計画課長）

それでは、事務局案を申し上げたいと思えます。

会長に、小林敬一様、副会長に、菅野日出喜様をお願いしたいと存じます。

仮議長（都市政策部長）

ただいま事務局より、会長に 小林敬一様、副会長に 菅野日出喜様をお願いしたい、との案が出ましたが、皆様いかがでしょうか。

委員

異議なし。

仮議長（都市政策部長）

異議なしのお声ございましたので、改めまして、会長を 小林敬一様、副会長を 菅野日出喜様をお願いをいたします。

小林会長におかれましては、当審議会の運営規則第5条により、議長は会長があたることとなりますので、正面中央の会長席にご移動願います。

議長（会長）

ただ今、本都市計画審議会の会長に選出されました、東北芸術工科大学の 小林敬一と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、本都市計画審議会に関しまして一言述べさせていただきます。いろいろな案件が都市計画審議会に諮られますが、すでに議論が十分になされ調整もされ、最終段階で諮られる傾向があるかと思えます。

それが決して都市計画審議会の重要性が低いということではまったくなくて、むしろ都市計画審議会が最終的にきちんと市民代表としての役割を持っているからこそ非常に重要な位置付けであると思えます。

そこで、第一に、都市計画の総合性、期待性をきちんと確保されているかという観点で審議していきたいと思えます。さらには、都市というものが時代に応じて徐々に変わっていくものでありますから、そういう観点で新しい案件が総たる都市の計画として相応しい案件であるかどうか大いに意見を闘わせ、確認をしてまいりたいと思っておりますので、皆様からの自由活発なご議論をいただきまして福島市の都市計画をより一層時代に合った総合的なものにしていきたいと思えますのでご協力よろしくお願ひいたします。

それでは、進行を務めさせていただきますので、ご協力お願ひします。

まず、会議の公開について、お諮りいたしますが、福島市都市計画審議会については、個人情報等を含まない案件であれば、公開会議とし、会議次第、審議会委員名、議事録を福島市のホームページ等に公開することについて、ご異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議がないようですので、会議は公開とします。
それでは、次第により進行を努めさせていただきます。

本審議会会議運営規則第4条による議席の決定についてですが、審議会名簿順で、委員の方々を分野ごとに配席させていただいておりますが、名簿の順番を議席番号に読み替えたいと思いますが、ご異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議がないようですので、現在お座りの席のとおりと定めます。
事務局は、議席番号札を設置してください。

続きまして、議事録署名人の選出ですが、本審議会会議運営規則第13条第2項による議事録署名人、お二人の選出についてお諮りしたいと思います。

前例によりまして、議長より指名してよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご意見が無いようですので、9番 高木直人 委員、並びに19番 西内みなみ 委員 をご指名いたします。両委員よろしく願いいたします。

続きまして今日は、報道・傍聴人はありますか。

事務局（都市計画課長）

報道機関の方、1名でございます。

議長（会長）

事務局より傍聴の申し出の報告がありましたので、傍聴の条件として

1. 発言は一切認めない。
2. 審議の妨げになる言動があった場合は、退場を命じる。
3. 審議が終了した場合には、採決の公正を期すため、採決の前段で退場していただく。
4. 写真撮影・映像撮影・録音等は一切禁止するが、報道関係者においては、会議の冒頭に限り、写真の撮影をできる。

以上の条件で傍聴を認めたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員

異議なし。

議長（会長）

事務局は、傍聴人を入場させてください。

傍聴の条件は次のとおりとします。

1. 発言は一切認めない。
2. 審議の妨げになる言動があった場合は、退場を命じる。
3. 審議が終了した場合には、採決の公正を期すため、採決の前段で退場していただく。
4. 写真撮影・映像撮影・録音等は一切禁止するが、報道関係者においては、会議の冒頭に限り、写真の撮影をできる。

以上の条件で傍聴を認めます。よろしいですね。

報道関係者

了承。

議長（会長）

本日は、審議案件はございませんので、

「福島市の都市計画について」事務局より、説明をお願いします。

事務局（都市計画課長）

皆様のお手元にパワーポイントの資料の、第116回福島市都市計画審議会という資料がございます。

なお、スクリーンの方にもパワーポイントが出ていますので、どちらでも結構ですので、見て頂きながら、説明をさせて頂ければと思います。

都市計画審議会というと硬いイメージがあると思います。本日は、まず都市計画審議会とはどういうものかについてご説明させていただいて、それと、福島市の現在の上位計画について説明させていただくとともに、昨年末に「風格ある県都を目指すまちづくり構想」を立ち上げさせていただいたのでその内容と現状についてご説明させていただければと思います。

スクリーンに沿って説明させていただきます。

（下記についてパワーポイントにて説明）

1. 福島市の都市計画審議会について
2. 福島市都市マスタープランについて
3. 福島市立地適正化計画について
4. 福島市中心市街地活性化基本計画について
5. 福島市景観まちづくり計画について
6. 市街化調整区域における地区計画について
7. 風格ある県都を目指すまちづくり構想について

議長（会長）

ご説明をいただきありがとうございます。

何か、ご質問等ございますでしょうか。

初めての委員の方もいらっしゃいますので率直な意見等あればと思いますがどうでしょうか。

委員（5番 川崎興太委員）

包括的な説明に対してピンポイントの質問になってしまいますが、都市施設の見直しは何年前に行われていて、今後はどのようなスケジュールを予定しているか、今の時点でお答えできることがあれば教えていただきたい。

事務局（都市計画課長）

全国的に都市計画道路の見直し等は長期未着手都市計画道路と言われまして問題となっております。

福島市も遅れてはおりますが、見直し方針等の検討を進めているところであります。

福島県は東日本大震災の被災を受けていてパーソントリップ調査等が遅れてしまい完成もしていない状況であり、どのように整理するかという問題があります。

見直しには入りますが、具体的にいつまでに見直すかまでは決定していません。

見直し方針までは決めたいと、見直しの検討には行っていきたくて考えております。

県の区域区分の見直し等に併せていければと考えております。

議長（会長）

確認ですが、都市施設の全体的な見直しは行っていないということよろしいでしょうか。

事務局（都市計画課長）

各路線毎の部分的な決定・変更はございましたが、全体的な見直しは行っておりません。

委員意見（18番 引地洲夫委員）

意見として

中心市街地の活性化が少ないのは、若者が集まる大学とか高校が郊外に移転してしまったからとだと思ふ。

若者が集まる大学など中心市街地に呼び戻してもらいたいという願いです。

若者を呼び戻すには大学等が必要と思ふ。なんとか中心市街地に戻ってきてくれたらありがたいなと感じております。

委員（12番 石山波恵委員）

意見として

私、なみえダンスというダンススタジオをずっとやっており、現在は「とうほうみんなの文化センター」を使用しておりますが、競争率が非常に激しいです。

新しくコンベンションホールが計画されて、1,500㎡ぐらいと聞いており、「とうほうみんなの文化センター」ほぼ同じくらいですが、学会とかの機能も大切と思いますが、市民の方が使っていただけるような多目的に使えるホールを是非お願いしたい。

コンベンションホールは市民の方が自由に使えて、いろいろな行事が行われているよねと言われる使い勝手が良い施設を望みたいと思います。

委員（13番 小熊省三委員）

意見として

福島体育館のことですが、面積要件で元の建物は大きくて、現在の建物は高さ制限等でギャラリーができない形になっています。

しかし、隣の学校法人松陰学園は、4、5階建てで、高さ制限がないのかなと疑問に感じますが、同じ地域で高さ制限が違うのは何か理由があるのでしょうか。

議長（会長）

その件に関して事務局でご確認できますか。

事務局（都市計画課長）

当該箇所は住居系の用途地域でございます。高さ制限ではなく日影規制の関係で高くできなかったということでございます。

隣接の学校法人松陰学園の方も日影規制がかかっていますがクリアしています。

ギャラリーにつきましては、住居系の用途及び許可物件であるため、許可が困難であり、現在の形となっております。

委員（13番 小熊省三委員）

確認でございますが、高さに関しては日影規制の関係とご説明ありましたが、体育館は今の高さが限界で、学校側は4、5階の高さまでクリアできた差は何かあるのでしょうか。

事務局（都市計画課長）

体育館の北側には住居が広がっており日影を落とす時間の規制がかかってしまい、学校北側には住居がないということでございます。

議長（会長）

それでは、4点ほどご意見等をいただきましたが、

1点目の川崎委員からのご質問は都市計画の専門的な質問でありまして、主に都市計画道路について公共的な見直しが必要なのではないかとのご意見でした。

こちらについては事務局の方で検討を進めていくとのことでした。

2点目の引地委員のご意見については、都市計画というより政策的な色合いが強いと思いますのでこの場だけではなく、広くいろいろなチャンネルをもって多方面から話を進めていけたらと思います。

方針に関しては中心市街地活性化やコンパクトシティの考え方とも大きな方向性としては一致していると考えております。

3点目の石山委員のご意見につきましては、利用者からの観点での施設の設計についてのご意見でございました。

都市施設等の整備に係る行政の中で、特に今は活用されなければ意味がないわけですから、その都度、いろいろな声を吸い上げて設計に反映させてもらいたいと思いますし、また、都市計画審議会の中では、皆様が日頃感じておられる具体的な疑問、細かい疑問を寄せていただきながら、それに基づいて、それを一般論として広くこの街の都市計画のレベルアップに繋げるにはどうしたらよいかという観点で、さらに概念を固めていく観点でご指摘いただければよろしいかと思っております。

4点目の小熊委員のご意見につきましては、特に法令関係にきちんと則っているとは思いますが、都市計画、建築法制として細かく細分化されていますので、その都度、質問していただければと思います。

今日は、活発なご意見をいただきありがとうございます。

それでは以上でもって、第116回福島市都市計画審議회를終了いたします。

議長の任を解かせていただき、進行を事務局の方に戻します。

司 会（都市計画課長補佐）

小林会長におかれましては、スムーズな議事進行をいただきまして、ありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご審議をいただきまして、ありがとうございました。

以上で、第116回福島市都市計画審議회를閉会させていただきます。

なお、次回の開催につきましては、改めてご案内させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。